

弁護団声明

2015年7月9日

MR I 被害弁護団

団長 弁護士 山口 広

米国司法省（ディPARTMENT・オブ・ジャスティス，DOJ）は現地時間の7月8日付けで，MR I インターナショナル代表者のエドウィン・ヨシヒロ・フジナガ（ラスベガス在住，68歳），MR I インターナショナル日本支社長の鈴木順造（東京在住，66歳），MR I インターナショナル日本支社ジェネラルマネージャーの鈴木ポール武蔵（東京在住，36歳）の3名を詐欺罪等で起訴しました。

具体的には3名は，8つの郵便詐欺，9つの通信詐欺で起訴され，フジナガはこのほか3つのマネーロンダリングの罪でも起訴されています。またこの起訴は3被告全員についてこれらの犯罪から得られた果実に対する没収も求めています。

これまでの米国司法省，連邦捜査局のMR I インターナショナル事件解決に向けた尽力に敬意を表するとともに，今後もフジナガ・鈴木らの刑事責任実現に向けてさらなる活動をされることを切望します。

当弁護団は，2013年4月26日の事件発覚，同年5月の弁護団立ち上げ当初から，被害の最大限の回復とフジナガ・鈴木らの刑事訴追の実現を目指して日米をまたいで走り続けてきました。

被害回復手続は，米国でのクラスアクション訴訟，米国証券取引委員会（SEC）によるディスゴージメント手続を2013年に着手できたことでご報告出来ましたが，刑事訴追については目に見える形で報告することができませんでした。

しかし本日，米国司法省がフジナガ・鈴木らを起訴したことで，一つの成果をご報告出来ました。

今後も，当弁護団は，日米の関係当局と連携しつつ，民事・刑事にわたり，日米をまたいで，できうる限りの活動をし，被害者の被害回復を実現できるよう邁進して参ります。

以上